

受益者負担の基本的な考え(案)

＝ 市民の皆さんのご意見を募集しています ＝

市の提供する公共サービスは、市民の皆さんからの税金により実施されますが、施設の利用や証明書の発行など利益を受ける人が特定されるものについては、全てを税金で賄うとサービスを受ける人と受けない人との間に不公平が生じることになります。

そのため、利益を受ける特定の人に、施設の維持管理に要する費用やサービスの提供のための費用の一定額を負担(受益者負担)していただくことが必要となります。

受益者負担の原則(公平性)、算定方法の明確化(透明性)の観点から、受益者負担の適正化に向けた基本的な考えを策定しましたので、市民の皆さんからのご意見を募集いたします。

1 『受益者負担の基本的な考え(案)』の閲覧方法

(1) インターネット

右記の二次元コードの該当ページから閲覧いただくか、市公式ホームページ「ホーム」→「市政情報」→「市政参加」→「意見募集(パブリックコメント)」からも閲覧いただけます。



(2) 閲覧場所(28カ所)

・市役所(本庁舎1階ロビー、本庁舎3階公共施設マネジメント推進課)・まちづくり協働センター・各市民センター(さんだ市民センター、フラワータウン市民センター、ウッディタウン市民センター、広野市民センター、藍市民センター、高平ふるさと交流センター、有馬富士共生センター、本庄ふれあいセンター)・総合福祉保健センター・図書館(本館、ウッディタウン分館、藍分室)・有馬富士自然学習センター・ガラス工芸館・総合文化センター・心道会館・多世代交流館・各有料都市公園(駒ヶ谷運動公園、城山公園、三田谷公園、中央公園、下青野公園、テクノ公園、小野公園、学園東公園)

2 ご意見の提出方法

(1) 募集期間

令和6年12月1日(日)から令和7年1月6日(月)到着分まで

(2) 提出方法(下記①または②のいずれかにより提出ください。電話等の口頭による提出はできません。)

① 電子申請フォームからの提出

市公式ホームページの上記該当ページに電子申請フォームのリンクを掲載していますので、そちらのフォームに入力をしてください。

② 意見書(裏面の用紙又は任意様式)による提出

提案者の氏名、住所、連絡先(電話番号等)、意見内容を記入のうえ、下記提出先へ電子メール、郵送、ファクスまたは持参してください。

※持参の場合は、月～金曜日(祝日除く)の9時から17時30分間に提出をお願いいたします。

(3) ご意見の公表

意見の概要を整理し、市の考え方とともに市公式ホームページにて後日公表します。

※個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

ご意見の提出先、お問合せ

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号 三田市 公共施設マネジメント推進課

TEL:079-559-5113 FAX:079-559-1254

電子メール:shisetsu_manage@city.sanda.lg.jp

